

令和 9 年度～令和 11 年度
佐倉市地域子育て支援拠点事業 公募要領

令和 8 年 9 月

目次

1. 募集の趣旨	- 2 -
2. 募集の概要	- 2 -
2-1 事業名	- 2 -
2-2 募集地域・募集施設数	- 2 -
2-3 業務内容・運営条件	- 3 -
3. 応募資格	- 3 -
4. 応募手続きについて	- 4 -
4-1 応募方法	- 4 -
4-2 応募書類の配布期間・配布方法	- 4 -
4-3 応募書類の提出期間・提出方法	- 4 -
4-4 その他	- 5 -
5. 選定方法について	- 5 -
5-1 審査方法	- 5 -
5-2 審査項目(評価項目・配点)	- 6 -
5-3 審査結果の通知及び公表	- 7 -
6. 補助制度について	- 7 -
事業開始後の運営費用について	- 7 -
7. スケジュール	- 8 -

1. 募集の趣旨

佐倉市では、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とした地域子育て支援拠点事業を国及び市の実施要綱を基に実施してきました。

令和9年度以降においては、全ての施設を公募することとします。より透明性の高い事業者選定プロセスを実現し、市内の多様な団体が参画できるようにすることを目的としています。また、公募方式の導入により、新規団体の参入が促進され、地域ニーズに応じたサービスの多様化も期待されます。

今回の公募では、事業の継続性を担保するため、3年間(令和9年4月1日から令和12年3月31日まで)事業を継続いただける事業者の選考を行います。

2. 募集の概要

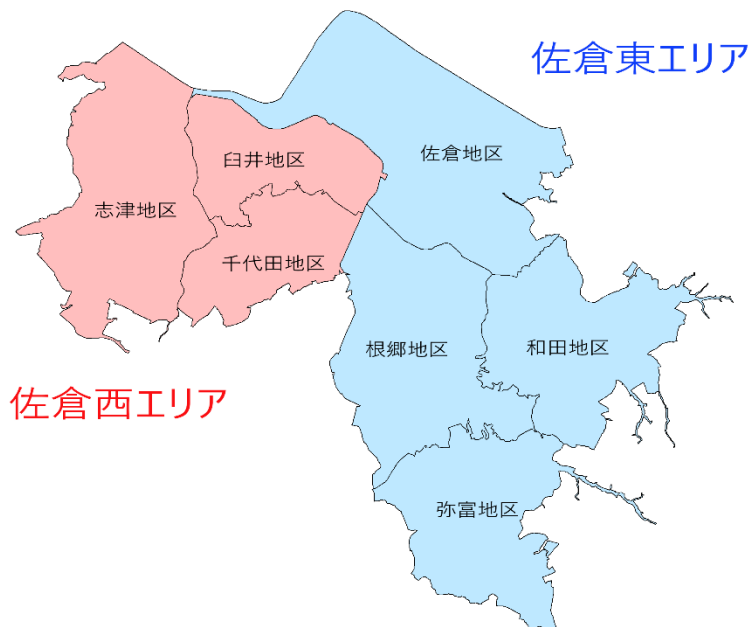
2-1 事業名

佐倉市地域子育て支援拠点事業

2-2 募集地域・募集施設数

・佐倉東エリア(佐倉・根郷・和田・弥富地区) …… 4 施設

・佐倉西エリア(臼井・千代田・志津地区) …… 5 施設



2-3 業務内容・運営条件

佐倉市地域子育て支援拠点事業実施要綱(令和6年10月1日佐こ保第604号。以下「実施要綱」という。)の規定により、以下の内容を実施すること。

なお、実施要綱及び佐倉市地域子育て支援拠点事業交付要綱(令和8年3月31日決裁佐こ保第1820号。以下「交付要綱」という。)は、今後改正を行う予定であり、託児事業を必須とはしないものとする。

➤ 業務内容

事業期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
開所日数	原則として週5日以上かつ1日の開所時間5時間以上
配置職員	子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者を2名以上配置する。
業務内容	(ア) 未就学児及びその保護者(以下「子育て親子」という。)並びに子育て支援を行う者等の交流の場の提供及び交流の促進 (イ) 子育てに関する相談及び援助の実施 (ウ) 地域の子育て関連情報の提供 (エ) 月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
拠点施設の基準	(ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、幼稚園等の教育施設、医療施設その他の子育て親子が集う場として適した場所であること。 (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施できること。 (ウ) 概ね10組の子育て親子が同時に利用することができる広さが確保されていること。 (エ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて施設を利用しやすい設備を有すること。

3. 応募資格

本事業に応募する事業者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- (1) 交付要綱第2条に規定する補助対象施設を運営する法人であること。
- (2) 実施要綱及び本要領に規定された業務内容を実施し、運営条件をすべて満たしていること。
- (3) 実施要綱及び交付要綱並びに本要領に記載された内容を充分理解し、全てに同

意していること。

(4) 研修やセミナー等への積極的な参加に努め、地域の子育て支援活動を充実させていくために、知識、資質等の向上に意欲のある法人又は団体であること。

(5) 公序良俗に反する事業を行わない団体であり、政治又は宗教活動を目的としない法人又は団体であること。

(6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する法人又は団体でないこと。

(7) 事業の実施にあたり、市役所その他関係行政機関、児童福祉関連施設と連携し、事業が円滑に、かつ、効果的に行われるよう努める意思があること。

4. 応募手続きについて

4-1 応募方法

応募を希望する者は、以下の書類を提出すること。

番号	提出書類	様式
①	公募参加申込書兼誓約書	有
②	事業等の概要書	有
③	法人の定款又は寄付行為	無
④	実施予定場所の位置図、平面図	無
⑤	子育てに関する講座や園庭開放の実施状況、利用者数がわかる資料(既に地域子育て支援拠点事業と同等の活動を実施している場合)	無

4-2 応募書類の配布期間・配布方法

「配布期間」 令和8年9月4日(金)から配布開始

「配布方法」 佐倉市ホームページよりダウンロード(下記 URL より取得)

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/kodomoseisakuka/oshirase/19804.html>

4-3 応募書類の提出期間・提出方法

「応募期間」 令和8年9月25日(金)まで

「提出方法」 電子メールによるデータ提出とする。提出後、市から受領確認メールが2営業日以内になれば、必ず市へ提出確認の電話連絡

をすること。

4-4 その他

- ・ 応募期間を経過した場合の応募書類の差し替えは、原則として認めません。また、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ・ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は事業者選定の公表にあたり必要な場合には、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ・ 佐倉市情報公開条例に基づき、第三者に公開する場合があります。
- ・ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・ 次の場合、応募は無効とします。
 - ※ 応募書類が、本要領の要件等を満たさないと市が判断した場合
 - ※ 応募書類に虚偽の記載があった場合
(選定後に判明した場合は失格とします)
 - ※ 審査の公平性に影響を与える行為を確認した場合
 - ※ その他、関係法令または本要領に反すると認められる場合
- ・ 運営事業者選定後に、本要領の要件に適合しない変更等が生じた場合は決定を取り消す場合があります。

5. 選定方法について

5-1 審査方法

運営事業者の選定は、次項の審査項目により、評価点の高い順に決定する。評価点が同一の場合、評価項目「事業運営の基本的な考え方、事業の運営について」の評価点が高い事業者から選定する。なお、応募者がいない場合や合計点数が各選考委員に配点された評価点(75点満点)の合計の5割に満たない場合、選考しないものとする。

審査は、事業者の運営理念の他、事業の運営方法、具体的な子育て支援事業の実施状況等について、応募書類及び審査員との面接を通じて総合的に行う。面接の詳細は、応募のあった事業者に別途通知する。

5-2 審査項目(評価項目・配点)

	評価項目	配点
書面審査	活動内容について	
	①過去1年間の子育てに関する講座・園庭開放の実施日数	5
	②過去1年間の子育てに関する講座・園庭開放の利用組数	5
	③託児の開設日数	5
	④施設及び周辺環境	5
	計	20
面接審査	事業運営の基本的な考え方、事業の運営について	
	①運営の基本理念について	5
	②事業で取組む予定の内容について	10
	③運営方法について	5
	④職員配置について	5
	⑤情報発信について	5
	計	30
	子育て支援活動の実績や子育て支援の考え方に関する事項について	
	①子育て支援に関する活動の実績について	5
	②質の向上に向けた研修の受講・実施状況について	5
	③子育て支援に対する考え方、熱意について	5
	計	15
	事業実施施設の環境や地域との連携について	
	①地域との連携について	5
	②屋外遊戯場の活用について	5
	計	10
合計		75

5-3 審査結果の通知及び公表

審査結果は、すべての事業者にも文書で通知する。また、選考結果を佐倉市のホームページにて公表する。なお、不採択の事業者について、事業者からの請求があった場合は、不採択理由を明記した書面を交付する。

6. 補助制度について

・事業開始後の運営費用について

運営に関する補助金

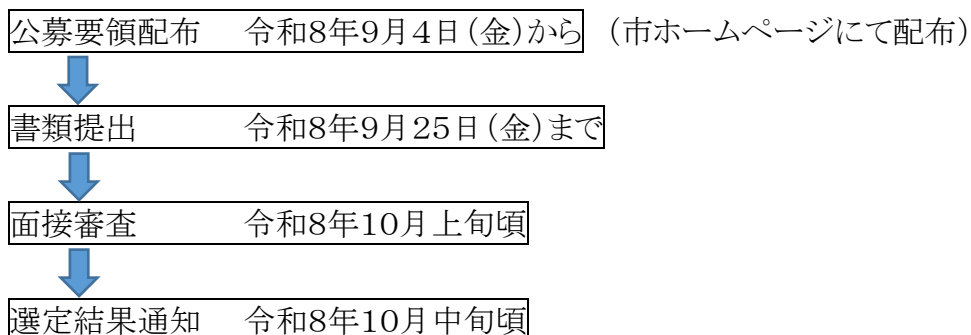
交付要綱の金額は、国交付金（子ども・子育て支援交付金）の金額を参考に決定する。今後、要綱改正に伴い補助基準額が変わる場合がある。

補助基準額
運営費（1 か所当たり年額）
（1）基本分
実施要綱に基づき実施する基本事業に係る利用組数について、実際に事業所を開設した日数にかかわらず、事業所を開設した日数を年間240日で計算した場合における、1日当たりの平均利用組数により以下のとおりとする。
① 1日平均1組未満
職員配置は常勤・非常勤を問わず 1,355,000円
② 1日平均2組未満
職員配置は常勤・非常勤を問わず 251万円
③ 1日平均2組以上5組未満
職員配置は常勤・非常勤を問わず 482万円
④ 1日平均5組以上
常勤職員を配置する場合 9,023,000円
非常勤職員のみを配置する場合 5,703,000円
（2）加算分
子育て支援活動の展開を図る取組
託児事業について、週5日以上実施し、かつ託児事業担当の職員を1人以上配置すること。
年間利用者数により以下のとおりとする。
① 年間240人未満 1,155,000円
② 年間240人以上480人未満 231万円
③ 年間480人以上 3,374,000円

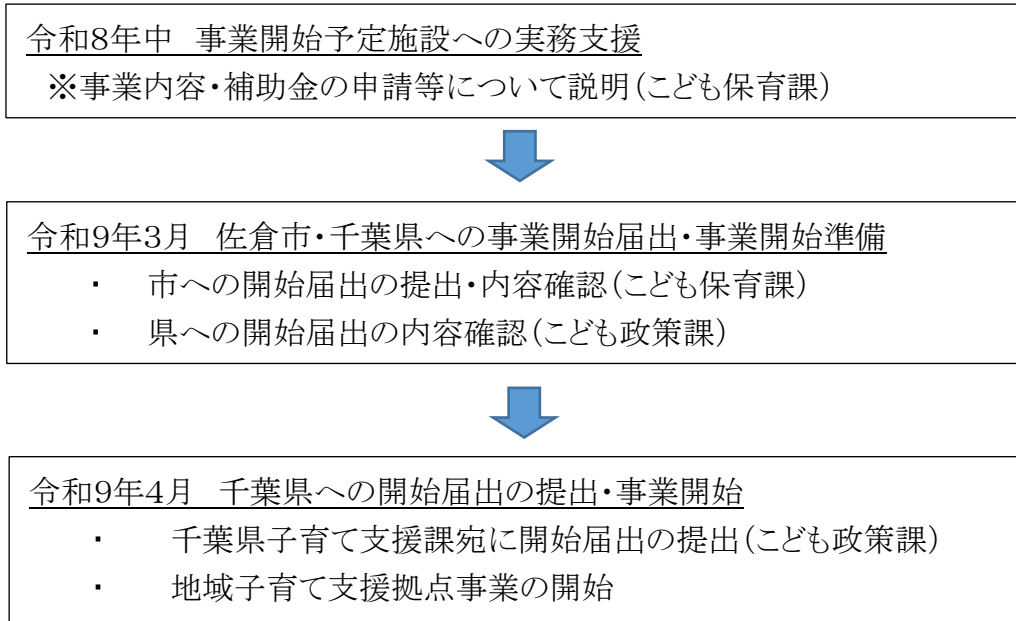
7. スケジュール

次のスケジュールで、運営事業者を選定する。

※今後の状況により日付は変更となる場合があります。



事業者決定後は、次のスケジュールで実務を行う。



問い合わせ先

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市こども支援部こども政策課

043-484-6139(ダイヤルイン)

メールアドレス kodomoseisaku@city.sakura.lg.jp